山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

１　目的

山形市総合スポーツセンタースケート場は、平成元年11月に「べにばな国体」のスピードスケート競技会場として仮設で整備したもので、老朽化が進むとともに冷媒に使用しているフロンは生産が終了し、早ければあと７年程度で入手できなくなることから、施設の今後のあり方について検討が必要な状況となっている。

こうした中、令和５年度には外部有識者を含めた「山形市における屋外スケート施設あり方検討懇談会」（以下「懇談会」という。）において意見交換がなされ、報告書が提出された。

その内容を踏まえた山形市の屋外スケート場のあり方等と整備・改修の今後の方向性を示す基本構想を策定するものである。

策定にあたっては、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定することとし、本要領において、屋外スケート場整備基本構想策定支援業務の契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定めるものである。

２　委託業務

⑴　業 務 名　山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務

⑵　業務内容　別紙の山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

⑶　履行期間　契約締結日から令和7年3月21日までとする。

⑷　委託金額　上限金額は5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

３　企画提案を求めるもの

　「山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務」についての企画提案

４　参加資格

⑴　単独での参加

当該業務の公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に単独で参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

①　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

③　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

④　山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては、本市の指名停止期間中でないこと。

現在、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も参加することができるが、契約の相手方となる者は委託契約を締結するまでの間に登録すること。

⑤　山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑥　税の滞納がないこと。

⑦　国又は地方公共団体が発注する同種業務を、平成26年度以降（過去10年間）に受注し、かつ履行した実績を有していること。

同種業務とは、屋外スポーツ施設（スケート場以外の施設を含む）の整備基本構想等の策定又は策定支援業務とする。

⑵　共同（事業グループ）での参加

本プロポーザルに共同（事業グループ）で参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

①　事業グループの代表（以下、「代表事業者」という。）が山形市との連絡窓口となり、諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。

②　事業グループ内のすべての事業者が「４ 参加資格 ⑴ 単独での参加」の①～⑥の要件を全て満たすこと。

③　事業グループ内のいずれかの事業者が「４ 参加資格 ⑴ 単独での参加」の⑦の要件を満たすこと。

④　同一事業者が複数の事業グループの構成員を兼ねることはできない。

⑤　単独で参加する者は、他の事業グループの構成員となることはできない。

５　実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 日　　時 |
| 公募開始および資料等の公開、質問の受付開始 | 令和6年4月4日（木） |
| 実施要領および仕様書に関する質問の受付期限 | 令和6年4月12日（金）午後5時 |
| 質問に対する回答 | 令和6年4月16日（火）午後5時 |
| 参加申込受付期限 | 令和6年4月23日（火）午後5時 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月8日（水）午後5時 |
| 審査委員会の開催 | 令和6年5月16日（木） |
| 審査結果通知 | 令和6年5月下旬 |
| 契約締結 | 令和6年5月下旬 |

６　実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加事業者に関する質問は受け付けない。なお、質問回答書をもって、実施要領の補完、追加、修正、及び解釈に関する補足等とする。

1. 受付期間　　令和6年4月4日（木）～4月12日（金）午後5時まで

⑵　質問方法　　質問書（様式１）を使用し、電子メールにより提出すること。なお、提出を受理した場合には事務局より受理した旨の電子メールを返信する。

⑶　質 問 先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目3番25号

山形市文化スポーツ部　文化スポーツ施設整備室

TEL：023-641-1212（内線673）

E-MAIL：bs-shisetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※メールの件名は

「（質問）山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務」とすること。

⑷　回答日時　　令和6年4月16日（火）午後5時まで

⑸　回答方法　　山形市公式ホームページに掲載

７　参加申込及び参加要件適格確認

⑴　申込期間　　令和6年4月4日（木）～4月23日（火）午後5時まで

⑵　申込方法　　提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前 9時～午後5時まで）

⑶　提出書類　　①　参加申込書（様式２）

②　会社概要及び業務実績（様式３）

③　誓約書（様式４）

④　秘密保持誓約書（様式５）

⑤　直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社や事業所がある者は、法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

⑷　提出部数　　1部

⑸　提 出 先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目3番25号

山形市文化スポーツ部　文化スポーツ施設整備室

⑹　参加要件適格確認

上記の７⑶で提出された書類を基に審査を行い、参加要件の適格又は不適格の通知を令和6年4月26日（金）までに、申込者へ書面及び電子メールで通知する。なお、参加要件を満たさず不適格となった場合には、本プロポーザルへの参加は認められない。

８　企画提案書等の提出

上記「７ 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

⑴　提出期限　　令和6年5月8日（水）午後5時まで

⑵　提出方法　　提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

⑶　提出部数　　７部（正本1部、副本６部）

* 副本には、応募者の個人・法人名、個人・法人名がわかるブランドやロゴマーク等は一切記入しないこと。
* 応募書類（正本・副本それぞれ）のデータ（ＰＤＦ形式）を入れた

ＣＤ－Ｒ　１枚を添付すること

⑷　提出書類　　　①　企画提案提出書（様式６）

②　企画提案書（様式７）

③　業務実施体制書（様式８）

④　経費見積書（様式９）

⑸　提 出 先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目3番25号

山形市文化スポーツ部　文化スポーツ施設整備室

９　審査

　山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。また、審査内容は非公開とする

⑴　失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

①　提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

②　「山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務」の見積り金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が5,000,000円を超えるもの。

③　期間内に提出書類が提出されなかったもの。

④　審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。

⑤　審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

⑥　その他、本実施要領に違反するもの。

⑵　審査の方法

①　書類審査

書類審査は、参加事業者の中からプレゼンテーション審査に参加できる者（最大５者）の選考を目的として、評価基準表に基づき総合的に評価を行う。

書類審査結果については、令和6年5月10日（金）までに電子メールで通知する。（プレゼンテーション審査参加事業者には、時間及び場所等の詳細も併せて通知する。）

②　プレゼンテーション

ア　概要

令和6年5月16日（木）に開催する審査委員会において、「８ 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行うこと。

イ　説明要領

・　参加できる人数は５名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。

・　時間は35分以内（説明20分、質疑応答15分）とする。

・　順番は、申込順とする。

・　他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

⑶　審査結果

①　各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「次点の交渉権者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、「別表　評価基準表」の「企画提案内容に関する事項」の評価点が高い者を上位とする。

②　各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

③　上記８　企画提案書の提出者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

④　審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

⑤　審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10　本プロポーザル参加に際しての留意事項

⑴　参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

⑵　参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式１０）にて届け出ること。

⑶　提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑷　提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

⑸　提案図書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、当該業務の実施にあたり、山形市が必要と認めるときは、参加事業者から承諾を得たうえで、提案図書の全部または一部を山形市が無償で使用できるものとする。

⑹　書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

⑺　複数の企画提案書の提出はできない。

⑻　提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が修正等を求める場合を除く。）

⑼　本プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

⑽　選定された参加事業者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

11　契約に関する基本事項

⑴　優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点の交渉権者を繰り上げ、協議を行う。

⑵　契約の締結

優先交渉権者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、次点の交渉権者を繰り上げた場合も同様とする。

⑶　委託料の支払方法

完了払いとする。

12　その他

本プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

 別　表

山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務　公募型プロポーザル　評価基準表

